

益城町営住宅の入居要件

次の条件をすべて満たすこと

- (1) **町内に居住(住民登録している)又は勤務地を有する者**。ただし、平成28年熊本地震発生時に町内に住所を有していた者で、町外へ住所を異動した者についても同様とみなす。
- (2) 夫婦、親子を主体とする家族であること(婚約中の者も含む) ※単身者の入居資格については下記を参照。
- (3) **現に住宅に困窮していることが明らかな者**(持ち家のある方は入居不可)
- (4) **町税等を滞納していない者**。
- (5) 外国人については、1年以上日本国に在籍している者。
- (6) 申込者および同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (7) **入居者全員の月額所得が公営住宅法に定める基準額以下(次の表参照)であること**。

世帯の種類	収入基準額
一般世帯	月額158,000円以下
裁量世帯※	月額214,000円以下

※高齢者のみの世帯、障がい者または小学校就学前の子どもがいる世帯など

【入居申込可能な収入の目安(一般世帯で、給与収入のある方が1人の場合)】

家族構成	年収
夫・妻	350万円以下
夫・妻・子1人	399万円以下
夫・妻・子2人	447万円以下

○単身の場合の入居申込資格

- (1) 申込日現在又は申込受付期間最終日において満60歳以上の者
- (2) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である者
 - ・身体障がい者 身体障がい者手帳の1級から4級まで
 - ・精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳の1級から3級まで
 - ・知的障がい者 療育手帳のA1、A2又はB1、B2

- (3)戦傷病者手帳を有する方で、障がいの程度が恩給法別表第1号の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症である者
- (4)原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者(被爆者手帳を有する者)
- (5)現に生活保護を受けている者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- (6)海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (7)ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者
- (8)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者(女性相談センター長の証明書を有する者)
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項または第10条の2の規定により裁判所が下した命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者(裁判所の保護命令決定書の写しを有する者)

【単身入居における注意事項】

- ・身体上または精神上著しく障がいがあるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は申込み出来ません。
- ・常時の介護を必要とする方については、心身の障がいの状況及び介護状況の内容等を調査したり、入居資格判断の際に介護関係部署に意見を求めることがあります。